

市営住宅管理に指定管理者制度を導入します

期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
指定管理料 （予算）	624,109,000円（5年間）
内容	<p>1 概要 サービスの向上やセーフティネット住宅としての機能強化のほか、施設の老朽化などへの対応を図るため、市営住宅管理に指定管理者制度を導入する。</p> <p>2 対象住宅 全市営住宅（17住宅789戸）</p> <p>3 指定管理者の概要 日本管財株式会社（西宮市六湛寺町9番16号） ・全国33団体（兵庫県内7市※）、116,891戸の管理実績がある（令和7年4月1日現在） ※神戸市、西宮市、尼崎市、明石市、伊丹市、芦屋市、宝塚市</p> <p>4 指定管理業務の概要等 <主な指定事業> <ul style="list-style-type: none"> ・入退去事務 ・家賃収納、督促事務 ・施設の点検・保守※1 ・緊急修繕※2、空き家修繕 ・迷惑行為に対する指導 ※1、2 365日24時間対応 <主な自主事業（予定）> <ul style="list-style-type: none"> ・カーシェアリング※3 ・フレイル予防教室 ・子ども食堂 ・買い物弱者支援（移動スーパーなど） ※3 カーシェアリングなどの収益的な自主事業で得た利益により、フレイル予防教室などの事業を実施する。 （1）令和8年4月～9月 事務所：住宅政策課内 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者は設備の保守点検業務のみを行い、OJTを行いながら職員から業務の引き継ぎを受ける。 ・入居申込などは従前どおり住宅政策課職員が行うため、窓口は住宅政策課市営住宅係（新館5階、427-9254） （2）令和8年10月以降 事務所：加古川駅前立体駐車場2階（加古川市加古川町溝之口701番地） <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検業務に加え、入居申込などの事務手続きも指定管理者が行うため、窓口は指定管理者（加古川駅前立体駐車場2階（予定）） （初めて） </p>
市ホームページ	掲載済み ・指定管理者の公募について（加古川市営住宅） https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/tosi_kekaku/jyutaku/s_hiei_jutaku/47517.html ・指定管理者を指定しました https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakubu/gyosei/shite_ikanrishaseido/1511768543213.html
広報かこがわ	令和8年10月以降の指定管理業務について、令和8年10月号に掲載予定

